

議案第 25 号

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例(平成 16 年志摩
市条例第 160 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) センターの設置目的に反すると認められるとき。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。